

2019年8月

# 社外承継一序論(特徴、承継手法)①

中小企業庁が策定した「事業承継ガイドライン」(平成28年12月全面改訂)では、事業承継を、親族内承継、役員・従業員(社内)承継(以下「社内承継」といいます。)、社外への引継ぎ(M&A等)の3類型に区分して、類型ごとの課題や対応策等が解説されています。

本ニューズレターにおいても、前号までにおいて、親 族内承継、社内承継という切り口から事業承継の手法や 法律上の問題点等について解説してきましたが、本号か らは、社外への承継という切り口から、事業承継の手法 等について解説していきます。

まず、本号では、親族内承継や社内承継と比較したと きの社外への承継の特徴及び留意点等のほか、社外への 承継の手法(次号に続きます。)について解説します。

#### 1 社外承継の特徴

親族内承継や社内承継においては、適切な後継候補者の 選定や育成が必要となるという点が大きな特徴かつ課題と なることは、前号までで述べたとおりです。

これに対し、株式譲渡や事業譲渡等の手法を活用して社外に事業を引継ぐ場合には、①親族や社内に適切な後継候補者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる点、②既に承継事業に精通した競業他社等を承継先とする場合には候補者の育成が不要である点、さらには、③買い手とのシナジーにより、承継事業の発展が期待できる点等に特徴があります。また、④現経営者が保有する株式を第三者に譲渡する場合、現経営者は、株式譲渡の対価を第三者から得ることができるという点も、社外への承継の特徴ということができます。

後継者確保が難しいことから廃業を検討しているものの、 適切な後継者さえ見つかれば事業自体は継続可能という場 合、社外への承継を行うことができれば、それまで培って きた技術やノウハウを承継することができますし、また、 社外への承継であっても、現経営者の引退後も従業員の 雇用を守ることが可能となる場合もあります。このよう な点から、近時、事業承継の手法として社外への承継が選 択されることが増加しているものと考えられます!。

#### 2 社外承継における留意点

他方、社外への承継を行う場合、承継先候補者の選定、 承継先候補者との契約締結交渉、承継対象事業の企業価値 評価等様々な局面で専門的なノウハウが必要となります。 一般論として、社外への引継ぎを検討する場合には、親族 内承継や社内承継の場合にも増して、専門家の支援が必要 であり、専門家の助力無しに満足のいく形で社外への承継 を実現することは困難であるといえます。

また、希望する承継先候補者を見つけるためには一定の時間を要するほか、対価等の売却条件は外部との交渉により決定されるため、市場の動向や業績等を踏まえ、売り手にとって最も有利なタイミングで売却するためには、早期に事業承継を検討し、企業価値の向上(磨き上げ)に着手することが重要となります。

### 3 社外への承継の手法

### (1) はじめに

事業承継において、社外に事業を承継する場合に用いられる手法は、大きく分けると、①株式譲渡、②事業譲渡の2つがあります。また、②事業譲渡については、譲渡する事業が全部なのか一部なのかでさらに2つに分かれます。

以下及び次号では、まず、これらの代表的な手法に関して、その概要並びに当該手法を選択した場合のメリットやデメリットについて、それぞれ説明し、その後、代表的な手法とまでは言えないものの、その他に考えられる社外承継の手法について説明します。

## 【事業承継 WG/本号監修·執筆者(弁護士)】

中森 亘 (wnakamori@kitahama.or.jp)
藤田 俊輔 (sfujita@kitahama.or.jp)
川田 由貴 (ykawata@kitahama.or.jp)
太田 慎也 (sota@kitahama.or.jp)
加藤 駿征 (skato@kitahama.or.jp)
角川 博美 (hkakugawa@kitahama.or.jp)

- ◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については 当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。ま た、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当 事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転 載・無断引用を禁止します。
- ◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。 北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

<u>ht</u>

〔大 阪』北浜法律事務所・外国法共同事業 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル TEL 06-6202-1088(代) / FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

『福 岡』弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所 〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4 F TEL 092-263-9990 ∕FAX 092-263-9991

http://www.kitahama.or.jp/

Tel. 00 0202 1000 E mail instruction of the instruc



### (2) 代表的な手法

#### ア 株式譲渡

現経営者が株式会社の形態にて事業を営んでいる場合に、現経営者が保有している株式を社外の第三者に譲渡する手法です。株式の対価は現金とすることが一般的であり、対価も直接現経営者に支払われますので、引退を希望する現経営者にとっては、今後の生活に必要な資金を得ることが可能です。

また、株主が現経営者から第三者に代わるだけなので、原則として、会社の債権者や取引先との契約関係には影響がなく、会社が受けている許認可にも影響はありません。さらに、買主となる企業と事業承継の対象となる企業は別の法人格ですので、両企業の労働条件等の統合の問題が生じることもありません。そのため、円滑に事業承継を図ることが可能となります。但し、会社が締結している契約の中には、支配株主の変更が、解除事由や事前承諾事由とされているものものような契約、業法上の定めがないかを調査し、鋭意対応する必要があります。

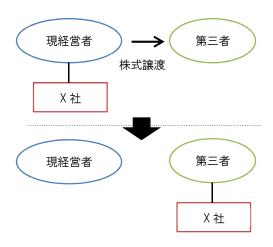
さらに、株式譲渡益の分離課税として、株主に合計20%(所得税15%、住民税5%)の課税がなされるものの、税率は比較的低くなっており(例えば、事業譲渡の場合、法人税等の実効税率は約30%です。)、売主にとっては課税面でもメリットがあります。

これに対して、株式譲渡のデメリットとしては、会社の支配株主が変更になるだけですので、現経営者が認識していない偶発債務についても事実上買主側が負担することとなります。さらに、株式の譲渡価額が時価と比較して著しく低い場合には、時価で譲渡されたものとみなされて、譲渡所得課税を受ける可能性があることに留意が必要です。また、事業の一部のみを譲渡したい場合には、不向きな手法といえるでしょう。

さらに、現経営者が全株式を保有している場合には、 買主は現経営者との間で株式譲渡契約を締結して全株 式を譲り受ければよいですが、事業承継の対象となる 企業の中には株式が分散している場合が多々あり、少 数株主が株式の譲渡に一切応じないことも考えられま す。このような場合には、買主は現経営者が保有する 全株式を譲り受けつつ、適宜の方法によりその他の少 数株主をキャッシュアウトさせる必要が生じます<sup>2</sup>。

次号では、引き続き、社外への承継に係る代表的な 手法として、事業の全部又は一部の譲渡についてご紹 介させていただくとともに、代表的な手法ではないも のの、株式交換、合併(吸収合併)、会社分割(吸収 分割)についてもご紹介させていただく予定です。

以上



(次号につづく)

1 中小企業白書(2018 年版)によれば、中小企業のM&A の仲介を手がける東証一部上場の3 社の成約組数は、ここ5 年の間に3 倍超となっているとのことです。事業承継における社外への引継ぎの増加が、M&A 件数増加の一因となっているものと考えられます。

<sup>2</sup> 例えば、現経営者の保有する株式が発行済株式総数の 90%以上を 占めるのであれば、買主として、特別支配株主の株式売渡請求(会社法 179 条以下)を行うことが考えられます。また、少数株主が元々の株主の相続人なのであれば、相続人等に対して株式の売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めたうえで(会社法 174 条以下。但し、買主として3分の2以上の株式を保有しておく必要があります。)、当該少数株主に対して株式の売渡しを請求することも考えられます。キャッシュアウトについては他にも方法がありますが、ここでは詳細な説明を省略します。